

## 真庭市ライドシェア調査・実証事業実施業に係る仕様書

### 1. 要旨

本仕様書は、真庭市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「真庭市ライドシェア調査・実証事業実施業務」（以下「本業務」という。）について、適用の大要を示すものであり、業務の遂行上当然必要と認められるものについては、この仕様書に記載のない事項であっても、乙の責任において実施するものとする。

### 2. 業務の目的

インバウンド観光客誘致に向けて交通課題を明らかにし、市内外交通結節点と蒜山地域を結ぶインバウンド向け公共ライドシェア実証実験実施業務を委託することを目指す。

### 3. 履行場所

真庭市久世ほか

### 4. 履行期限

契約締結日から令和8年2月16日までとする。

### 5. 業務の実施

- (1) 乙は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 乙は、業務の実施にあたり甲と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 乙は、業務の実施にあたり、業務に関連する最新の情報の収集と、業務への反映に務めることとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。
- (4) 乙は、業務の進捗について、甲に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 乙は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 乙は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、予め甲に書面により報告し甲の承認を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議を行い、指示を仰ぐこと。

### 6. 提出書類

本業務の着手にあたり、乙は下記の資料を甲に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 選任届

### 7. 主任技術者等

本業務の実施にあたり、調査分析業務の経験及び豊富な専門知識を有する主任技術者が業務の遂行にあたること。

## **8. 資料管理**

本業務において甲から貸与される資料等について、乙は資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

## **9. 成果品検査**

乙は本業務の完了後、甲の検査を受けるものとし、甲から本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

## **10. 完了時提出書類**

本業務の作業が終了した場合は、乙は下記の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 業務完成届
- (2) 請求書

## **11. 成果品の管理及び帰属について**

本業務の成果品は、全て甲の管理及び帰属とし、乙が成果品を第三者に公表または貸与してはならない。

## **12. 業務内容等**

- (1) 下記の項目について、甲の意向に対して検討及び課題の整理を行い、甲と協議のうえサービス設計・運行設計を行うこと。

- ①インバウンド観光客に対するアンケート及びヒアリング調査
- ②市内交通事業者・宿泊施設・観光エリアとの協業スキーム
- ③インバウンド向け旅行代理店との協業スキーム
- ④対象エリアの選定（対象エリアは協議の上、決定するものとする）
- ⑤ドライバーが安心して本事業に参画できるよう、車両点検や保険加入の条件等のドライバーの安全安心確保に向けた制度設計
- ⑥タクシーに優先的に配車依頼を行い、一定の条件下で公共ライドシェアドライバーに配車依頼を行う計画
- ⑦運行管理計画
- ⑧具体的な運行エリアの設定
- ⑨運行中の事故など緊急時の対応方針
- ⑩地域公共交通会議への説明支援

- (2) ライドシェア導入に向けた調査及び調整

インバウンド観光客に対して、真庭市の観光地を訪れるための交通手段としてライドシェアが選択肢になりえるのか調査を行い、ニーズや金額、相乗りの可否などを把握すること。

また、ライドシェアを導入するため、市内の交通事業者や宿泊事業者、観光事業者などに調査を行い、協業に向けた周知を行うこと。

(3) 実証実験に向けたシステムの構築

実証を行うライドシェアは、地域住民や交通事業者及び宿泊施設関係者がドライバーとなり、インバウンド観光客をターゲットに、希望する日時において、希望する出発地から目的地まで移動でき、安全性や利便性が高く持続可能な移動サービスとし、サービスの具体的な運行を行う上で必要となる機能について、甲と随時協議しながら環境構築を行うこと。

準備するシステムは、クラウド方式により導入することを必須とし、システムを稼働させるネットワーク基盤は、十分なセキュリティが施されていること。

(4) 実証運行開始に向けた各種準備

交通空白地域における新たな交通サービスとしてライドシェアを、令和7年11月実証運行開始予定とする。運行開始に向け、以下項目について整理を行い、必要な手続の支援及び取組を行うこと。

ア) 運行管理

①運行管理者に対するシステム操作方法のマニュアルやQ & A等の資料作成と、操作説明の支援を行うこと。

②道路運送法施行規則第51条の17に規定する運行管理の責任者（以下「運行管理者」という。）を配置すること。

③道路運送法施行規則第51条の17に規定されたデマンドバス運行、ライドシェア実証運行に必要な管理業務（点呼、アルコールチェック、整備、運転手の管理、ドライブレコーダーによる管理）の実施体制を構築し、運営を行うこと。

イ) 利用者へのサービス説明支援

利用者に対し、サービスの説明等のサポートを行うこと。

ウ) ドライバーへのサービス説明支援

登録ドライバーに対し、サービスの説明等のサポートを行うこと。

エ) 利用促進に向けた取組

甲とともに、新たに導入する交通サービスの周知等、利用促進に向けた取組等、その他必要に応じて助言や支援を行うこと。

オ) ドライバー研修支援

ライドシェア実証運行について、ドライバー保険等ライドシェア向けに必要なとなる保険（優先補償方式、対人・対物賠償保険：無制限）を手配すること。

カ) 広報物

運行開始前に運行概要、利用方法を含むパンフレットの制作・印刷を行うこと。

①パンフレットデザイン制作

②公共ライドシェア車両用マグネット

(5) 試験運行開始に伴う運行に必要なシステムのセットアップ

令和7年11月の運行開始に向けて、運行に必要なシステムのセットアップ作業を行うこと。

(6) システムメンテナンス

試験運行開始後のシステムトラブル等に適切かつ迅速に対応すること。

(7) 合意形成及び運行体制構築に向けた助言・支援

地域住民、運行管理者等に対し、合意形成及び運行体制構築に向けた助言・支援を行うこと。

(8) スケジュール及び業務フローの作成及び管理

業務開始から完了までの詳細スケジュール及び業務フローを作成し、甲と打合せを綿密に行い、業務の進行管理を遺漏なく行うこと。

(9) 成果品

本業務の成果品として、各業務において作成した関係資料（成果報告書等）は、電子データ（Word、Excel、PDF 等）にて納入すること。

なお、電子データの納入に当たっては、オンラインでの納入を可とする。

### 1 3. 成果品

| 項目              | 成果物                   | 提出時期（予定）        |
|-----------------|-----------------------|-----------------|
| (1) 成果報告書       | 成果報告書 5 部             | 令和 8 年 2 月 16 日 |
| (2) 電子媒体        | (1) を格納した電子媒体（CD-R 等） | (1) と同日         |
| (3) その他甲の指示したもの | 収集した調査票等              | 随時              |

※報告書は業務内容（1）～（9）までの各事業を総括したうえで、任意の形式で提出すること。

### 1 4. その他

(1) 打合せ等

業務の実施に当たっては、発注者と十分打ち合わせを行い、作業を進めること。また、関連法令をはじめ、国・県等のマニュアル・手引きその他を十分に参照し、業務を実施すること。

(2) 協業スキーム

実証実験を確実に本年度実行するため、インバウンド向け旅行代理店と事前協議のうえで提案することを必須とする。

(3) 秘密の保持

本業務の遂行において知り得た個人情報等を他人または外部に漏らさないこと。

(4) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項の解釈について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受託者が協議の上、これを定めることとする。